

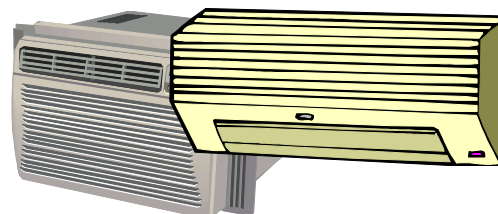
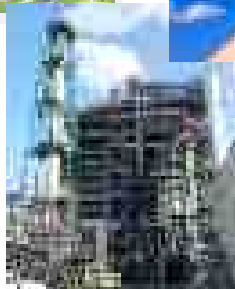
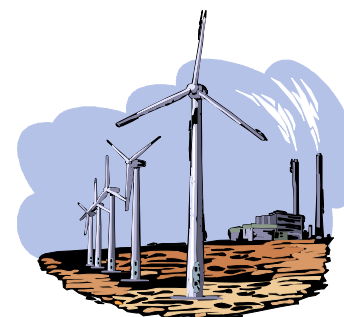
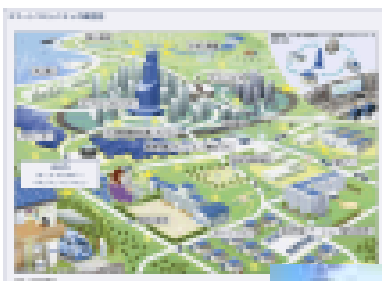
二国間オフセット・クレジット制度  
(Joint Crediting Mechanism(JCM)  
/Bilateral Offset Credit Mechanism(BOCM))  
の最新動向

平成25年3月  
日本国政府

全ての記載内容は、ホスト国とのさらなる検討・協議により変更される可能性がある。

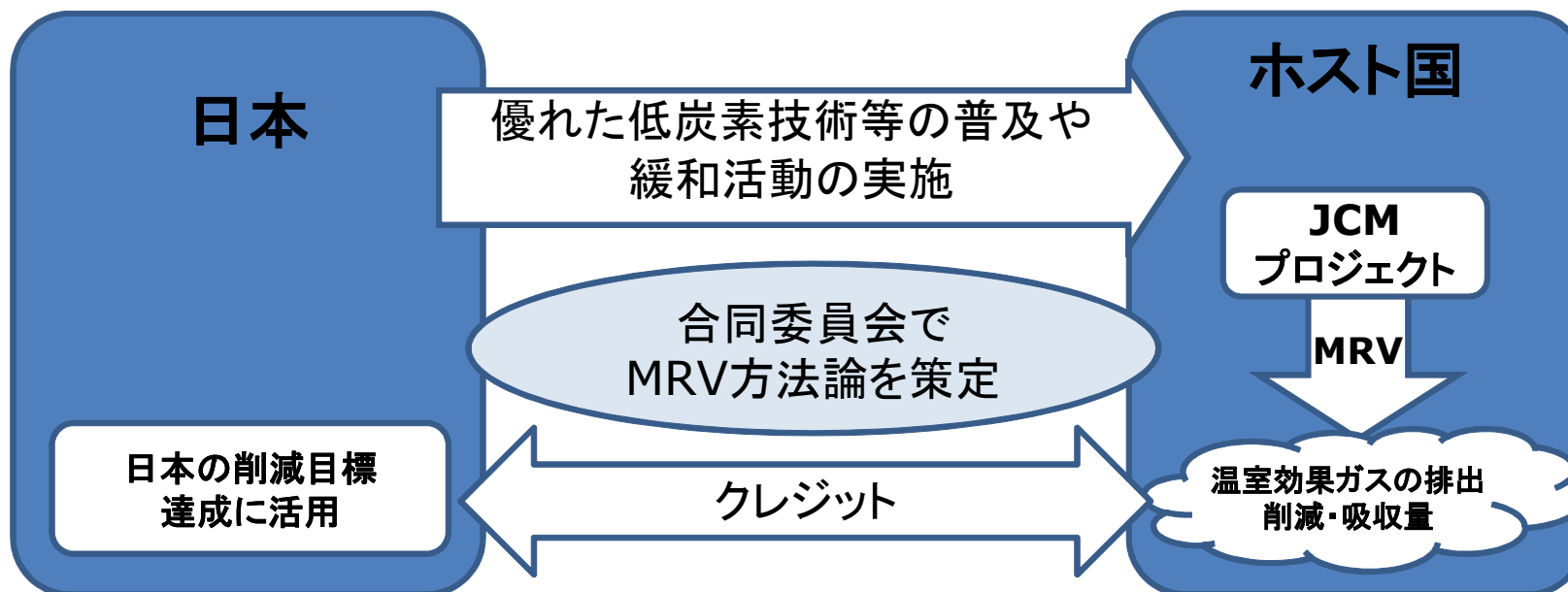
## 低炭素成長の必要性

- ◆ 気候変動問題に効果的に対処するためには、先進国・途上国の双方が、技術・市場・資金を活用して「低炭素成長」を達成することが必要。
- ◆ そのためには、温室効果ガスの排出を削減する高度な低炭素技術・製品として、再生可能エネルギー、高効率発電、省エネ家電、低燃費自動車、工場省エネ、等の普及を促進していくことが必要。
- ◆ こうした技術・製品とシステム・サービス・インフラ等を適切に組み合わせ、低炭素社会を実現していくことが必要。

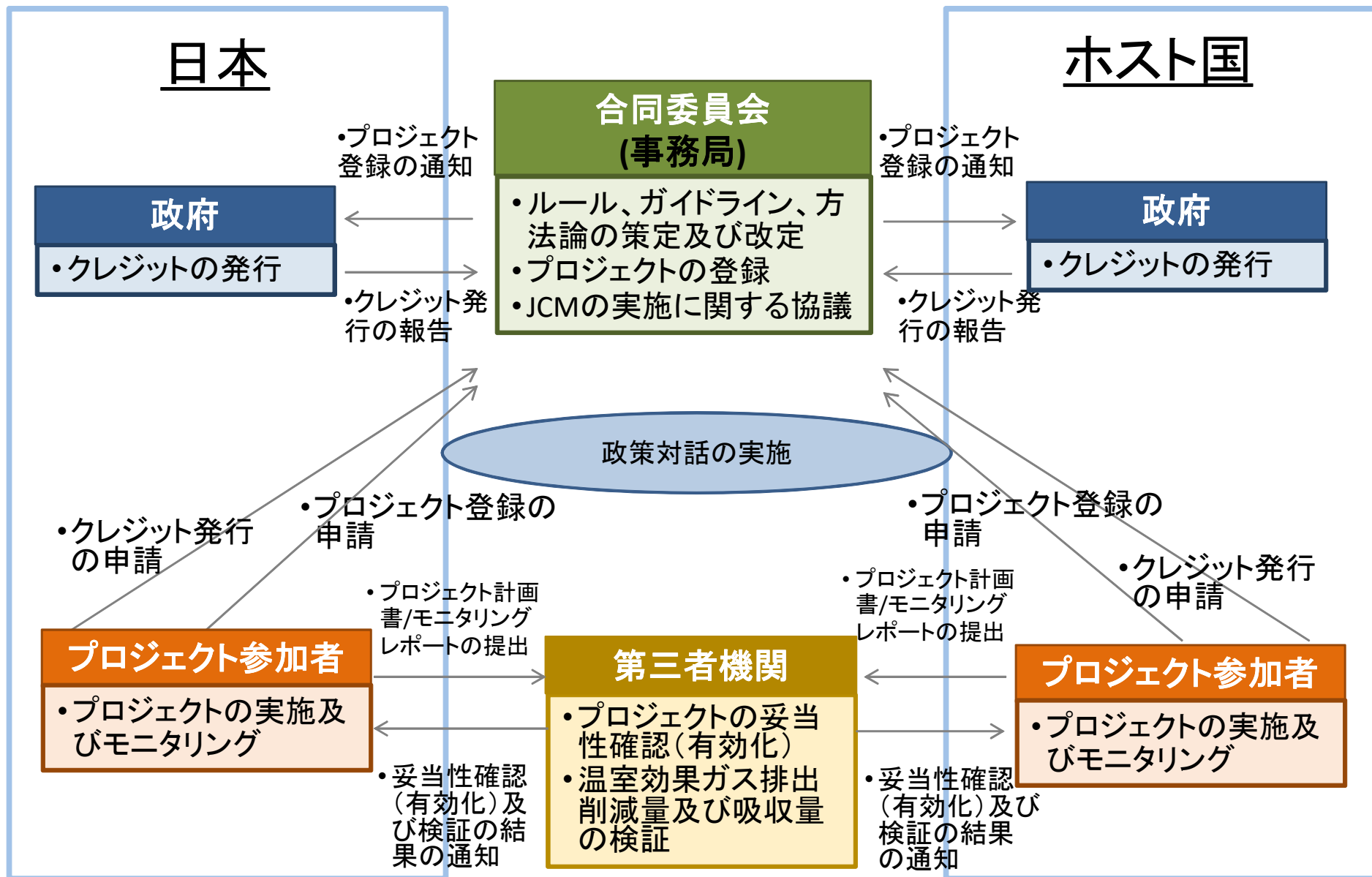


## 二国間オフセット・クレジット制度の基本概念

- 途上国への優れた温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や緩和活動を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証（MRV）方法論を適用し、定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用。
- CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



# 二国間オフセット・クレジット制度のスキーム図



## 合同委員会及び各国政府の役割

- 合同委員会(JC) は、両国政府の代表者により構成される。
- 合同委員会は、本制度実施に必要なルールとガイドライン等を策定する。
- 合同委員会は、提案された方法論を承認もしくは却下し、同時に方法論の策定も行う。
- 合同委員会は、第三者機関 (TPEs)を指定する。
- 合同委員会は、第三者機関により妥当性確認が実施されたプロジェクトの登録について決定する。
- 各国政府は、登録簿を設置し、運用する。
- 合同委員会からのクレジット発行通知に基づき、各国政府はクレジットを登録簿に発行する。

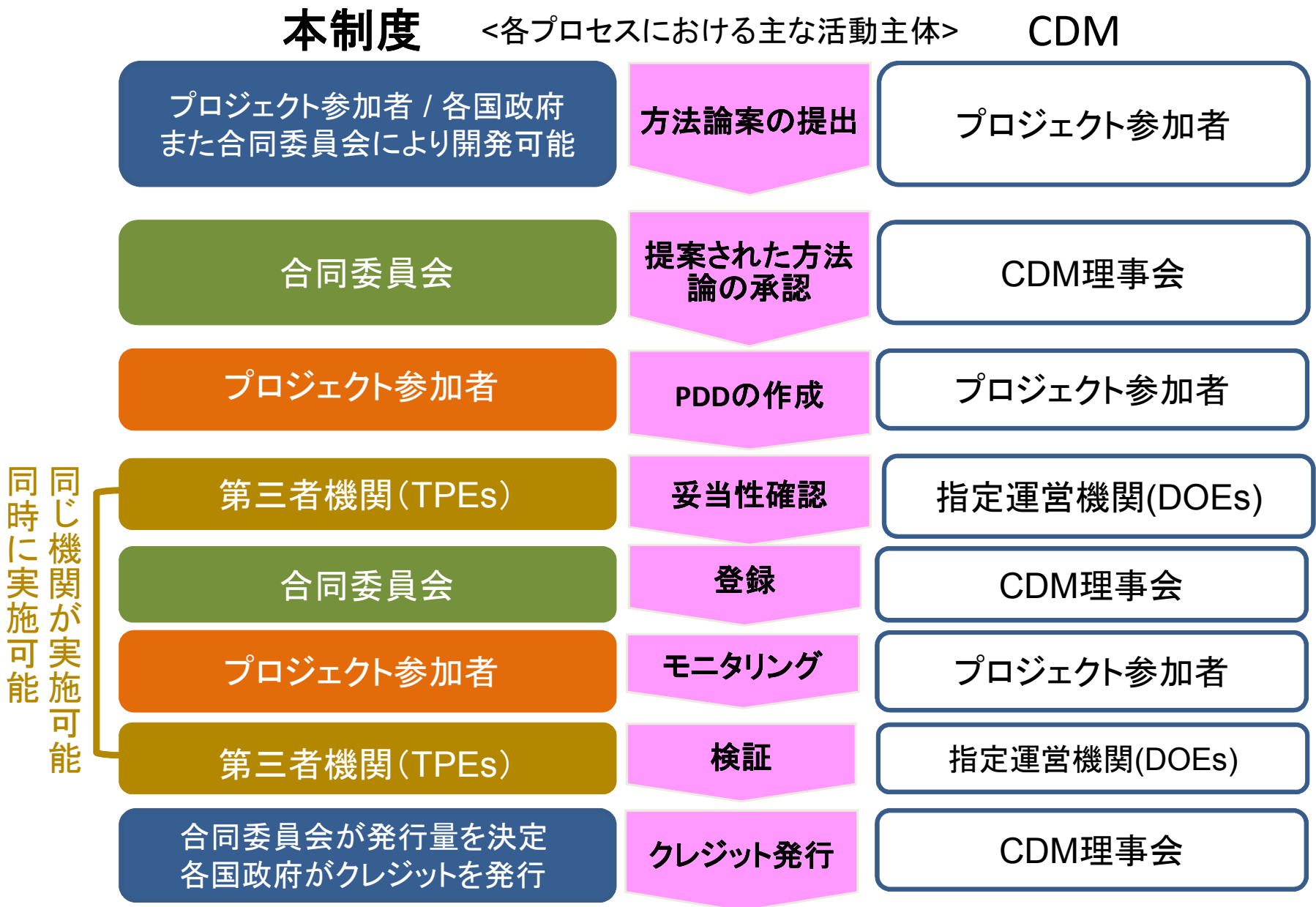
## 二国間オフセット・クレジット制度のアプローチ

- 本制度は、以下を考慮して設計され、実施される。
  - (1) 堅固な方法論、透明性、環境十全性を確保する
  - (2) 簡易で実用的な制度を維持する
  - (3) 地球規模の温室効果ガス排出削減・吸収を促進する  
具体的な行動を推進する
  - (4) 温室効果ガスの排出削減・吸収量の二重計上を回避するために、本制度の下で登録された緩和プロジェクトを他の国際的な緩和メカニズムに重複して使用することを防止する

## 二国間オフセット・クレジット制度の特徴

- (1)本制度はクレジットが取引不可能な制度として開始する。
- (2)両国政府は本制度の実施状況を踏まえ、取引可能なクレジットを発行する制度へ移行するため二国間協議を継続的に行い、出来るだけ早期に結論を得る。
- (3)本制度が取引可能なクレジットを発行する制度へ移行した後、途上国の適応努力の支援ための具体的な貢献を目指す。
- (4)本制度は国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下での新たな国際枠組みが発効されるまでの期間を対象とする。

# 二国間オフセット・クレジット制度とCDMのプロジェクトサイクル



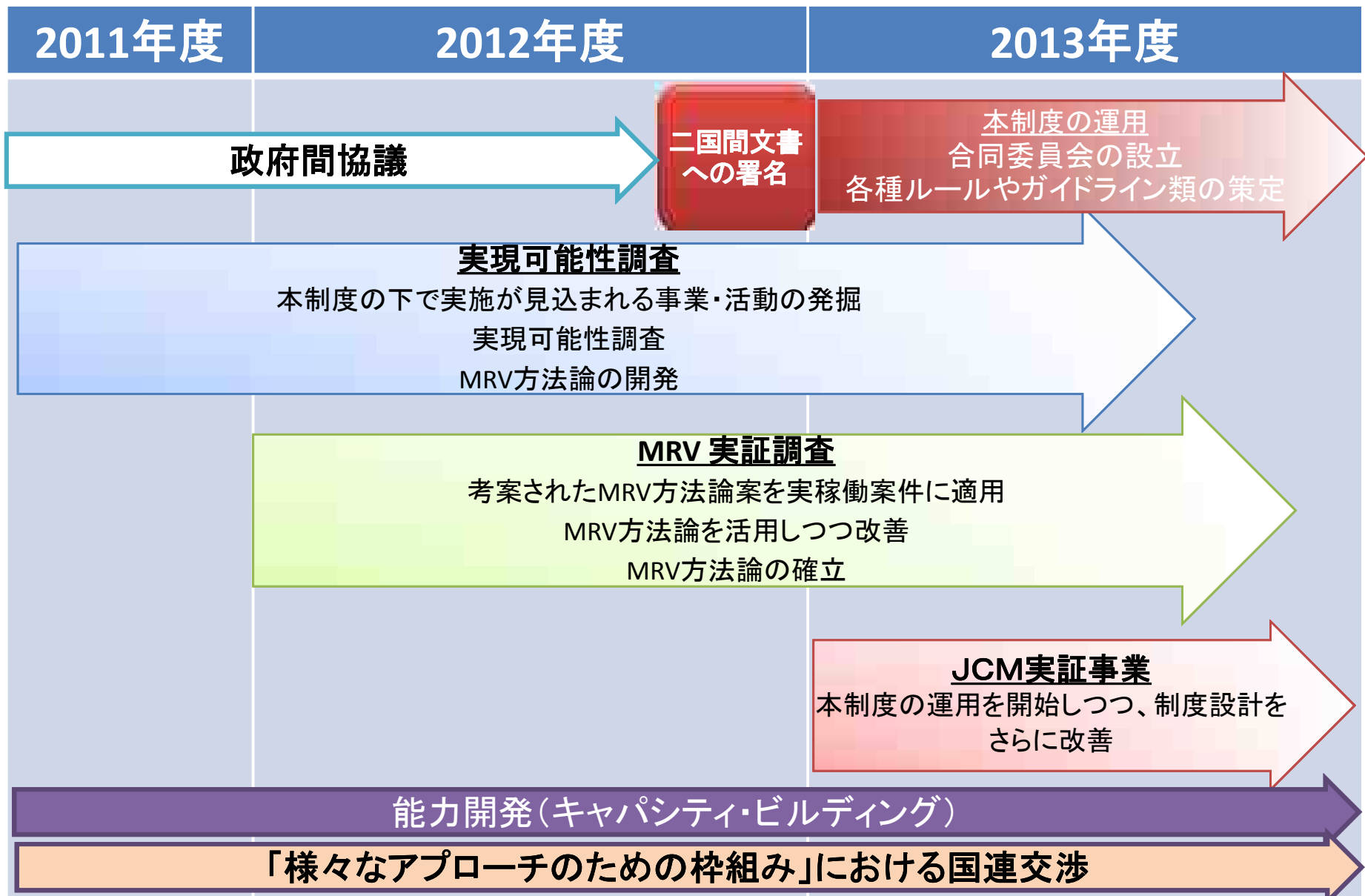


# CDMと比較した、二国間オフセット・クレジット制度の主な特徴

(ホスト国とのさらなる検討・協議により変更の可能性あり)

	二国間オフセット・クレジット制度	CDM
ガバナンス	- “分権的” 構造 (各国政府、合同委員会)	- “中央集権的” 構造 (京都議定書締約国会合、CDM 理事会)
対象セクター ／プロジェクト の対象範囲	- より広範な対象範囲	- 特定プロジェクト・セクターは実施するのが 困難 (例：超々臨界 石炭火力発電)
プロジェクトの 妥当性確認	- DOEsに加えて、ISO14065 認証機関 が実施可能 - 提案されたプロジェクトが、客観的に 判断可能な適格性要件に合致して いるかを確認	- 指定運営機関(DOEs)のみ実施可能 - 仮想のシナリオに対して、提案された各プロ ジェクトの追加性を評価
排出削減量の 計算	- スプレッドシートが提供される - モニタリングを行うパラメータに制約 がある場合、デフォルト値を保守的 に用いる	- 複数の計算式が掲載されている - パラメーターの計測に関する厳格な要件
プロジェクトの 検証	- プロジェクトの妥当性確認を実施し た機関が検証を行うことが可能 - 妥当性確認及び検証を同時に実施 可能	- 基本的には妥当性確認を実施した機関は、 検証を実施できない - 妥当性確認及び検証は別々に実施されな ければならない

# 二国間オフセット・クレジット制度のロードマップ



## 政府間協議

- 日本は、2011年から発展途上国（モンゴル、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム等）と本制度に関する協議を行ってきており、関心をもつ国々には同様の意見交換を実施。日本は本制度に関心をもつ国々との協議や意見交換を継続していく予定。
- 日本とモンゴルは本制度に係る二国間文書に署名（署名を行った最初の案件）。



2013年1月8日、ウランバートルにおいて、清水武則駐モンゴル日本国特命全権大使とサンジャースレン・オヨーン・モンゴル国自然環境・グリーン開発大臣との間で、本制度に関する二国間文書の署名が行われた。